

令和 8 年度

長野県優良技術者表彰実施要領 (建設工事)

目 次

I	表彰の概要	2
II	推薦方法	2
III	選定方法	3

長野県

環境部	農政部	林務部
建設部	会計局	企業局

I 表彰の概要

1 目的

この要領は、長野県優良技術者表彰実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3第1項及び第3項について、推薦基準・手続きや、選定方法を定めることにより、優良技術者の適正な選定に資することを目的とする。

2 建設工事の表彰対象

表彰の部門と表彰対象技術者※¹の関係

表彰部門	表彰の対象となる技術者
一般部門	主任（監理）技術者
若手部門※ ²	主任（監理）技術者、現場代理人

※¹ 表彰される技術者が所属する企業も表彰。（推薦基準④で、企業やJVが表彰された場合を除く）

※² 若手部門では、年齢が40歳未満の技術者を表彰する。40歳未満とは、建設工事の工期の始期日における年齢が40歳未満であることをいう。

II 推薦方法

1 推薦対象

優良技術者の推薦対象は、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間にしゅん工した工事で、次に掲げるとおりとする。

- （1）推薦機関において発注した工事等※¹に従事した技術者※²であること。
- （2）実施要綱第3第2項の要件に該当する技術者であること。
- （3）実施要綱第5第1項及び第2項に該当しない企業又は技術者であること。
- （4）推薦対象とする工事（以下「推薦対象工事」という。）において推薦する技術者（以下「推薦対象技術者」という。）は、主任（監理）技術者又は、現場代理人（工事始期日時点で年齢が40歳未満）のどちらか1名とする。
- （5）当該工事において、地域とのトラブルや監督員による指導事項がないこと。 ※³

※¹ 除融雪業務を含む。（別表1 推薦基準④のとおり）

※² 地域維持型建設共同企業体及び除雪等業務共同体においては共同体のみを、除雪業務単体工区においては企業のみを表彰し、技術者の表彰は行わない。

※³ 施工プロセスのチェックリストにより確認できること。

2 推薦基準等

推薦基準は別表 1 に定めるほか、次に掲げるものとする。

- (1) 推薦基準①から④のいずれかに該当すること。ただし、複数項目を合わせた評価による推薦も可とする。
- (2) 推薦基準①から③については、工事成績評定点が付与される工事とし、82 点以上の工事を対象とする。
- (3) 推薦基準④については、工事成績評定点は付与されないが、地域貢献度が特に高い工事等を対象とする。
- (4) 各機関で推薦できる技術者数（以下「推薦枠」という。）は、基本的に 1 枠^{※4}とする。ただし、年間工事件数の多少等により、この限りではない。
- (5) 毎年継続した工事発注が想定されない機関においては、推薦枠を持たないこととするが、推薦基準①から④に該当する者がいた場合は、1 枠を上限とし、事務局と協議することができる。
- (6) 推薦枠を持つ機関において、推薦基準①から④に該当する者がいない等の理由により、推薦を行わないことができる。
- (7) 低入札価格調査の該当工事となり、増員配置された技術者は推薦対象外とする。

※4 推薦枠を 1 枠持つ機関では、一般部門で 1 名の技術者、若手部門で 1 名の技術者、計 2 名の技術者を推薦することができる。

3 推薦の手続

優良技術者の推薦の手続きは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 技術者の推薦を行う機関（以下、「推薦機関」という。）は、推薦対象工事及び推薦対象技術者を選定する。
- (2) 推薦機関は、長野県優良技術者表彰推薦書、長野県優良技術者表彰推薦調書及び長野県優良技術者表彰チェックリストを作成し、事務局に送付する。

4 推薦書類

推薦機関が事務局に送付する書類は、次に掲げるものとする。なお、推薦対象技術者（地域維持型 JV 及び除雪業務の場合は、JV 又は企業等）毎に作成する。

- (1) 長野県優良技術者表彰推薦書（様式－1）
- (2) 長野県優良技術者表彰推薦調書（様式－2）
- (3) 長野県優良技術者表彰チェックリスト（様式－2 附表）
- (4) 工事の内容が分かる資料（事務局から求めがあった場合に随時作成）

Ⅲ 選定方法

1 選定方法

優良技術者の選定方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 発注機関が推薦した全ての技術者又は企業等について、評価委員会において推薦基準に基づく妥当性を評価し、表彰者を選定する。
- (2) 上記（1）で選定した技術者について、実施要綱第 9 の審査委員会に諮り、優良技術者を決定する。
- (3) 優良技術者決定後に対象者から辞退の申し出があった場合、受賞の辞退を認める。

(別表 1) 推薦基準

番号	推薦基準	推薦基準の考え方
①	当該工事が優良であり、かつ、技術者の高度な技術力が確認できるもの	次のすべてに該当するもの (a) 工事成績評定が優良な工事 (b) 技術的に高度又は難易度が高い工事 (c) 出来形管理、品質管理、工程管理、安全管理が優良かつバランスが良く、出来栄がよい
②	建設現場の生産性向上や働き方改革において効果的な取組を行ったもの	次の取組のいずれかを実施し、効果が大きいもの (a) ICT 活用工事 (b) BIM/CIM の活用 (c) 新技術への取り組み (d) 現場環境改善・公共工事のイメージアップに関する取組 (e) 下請けへの指導
③	管理能力が高い、仕事に対する積極性・誠実性等が優れている、環境への配慮などの取組、地域からの評価が高い取組	次のいずれかに該当するもの (a) 市街地や住宅密集地において、積極的に関係機関や地元と調整を行い、円滑にかつ工期内に工事を完了させた。 (b) 施工や地域の安全確保が特に重視される山間地域や急傾斜地、河川工事において、仮設を含めた適切な施工管理により、事故なくかつ円滑な施工を行った。 (c) ゼロカーボン施策への貢献、環境保全の取組 (d) 地域住民組織や自治体から感謝状を贈られた。 (e) 発表会や論文などで表彰された取組を実施した。(発表主体は問わない)
④	社会インフラの災害復旧工事、維持管理工事に、地域の守り手として積極的かつ効果的な取組、地域貢献度が特に高いもの ※本項目は工事成績評定点を付与しないものが対象 ※除融雪業務も対象とする ※企業（又は企業体）としての取組は、企業（又は企業体）を表彰対象とする	次のいずれかに該当するもの。ただし経験等に基づく総合的な技術的判断により実施されたものを対象とする。 (a) 災害時等、応急工事に尽力し、ライフラインや住宅等への被害の拡大防止や交通確保等により、社会的影響の軽減を図った。 (b) 大規模な車両滞留が広域的に想定される大雪に対し、地域の交通確保に尽力し、効果的な取組をおこなった。 (c) 突発的にかつ社会的影響が大きい事象における緊急要請に対し、迅速かつ積極的に尽力するなど地域への貢献が大きい。 (d) 新技術の採用等により、JV 全体で維持修繕作業又は除雪作業の大幅な効率化を図り、公共施設利用者や地域への影響を軽減。